

## 公益財団法人溶接接合工学振興会 【木原賞】に関する細則

1. この細則は、故木原 博氏の遺志を対し、当財団に「木原賞」を設け、その施行に関し取り決める。
2. 木原賞は、毎年 1 回 溶接接合工学の分野における新進気鋭の若手技術者、研究者に授与する。
3. 受賞候補者は本会会員に限らない。  
受賞候補者は、申請年度の 4 月 1 日現在、満 36 歳以下の方とする。
4. 受賞候補者は、本会会員会社及び理事会が認める関連団体並びに本理事会の推薦によるものとする。
5. 受賞候補者については、別に定める審査委員会にて、受賞者を審査する。
6. 受賞者は理事会の承認により決定する。
7. 木原賞は、賞状及び副賞を贈呈する。
8. この細則の改廃は、理事会の決議による。

1991年	5月16日	制定
1992年	6月18日	一部改正
1996年	5月16日	一部改正
2019年	2月22日	改正
2019年	5月29日	一部改正
2004年	5月27日	一部改正
2021年	11月12日	一部改正
2024年	5月14日	一部改正

## 公益財団法人溶接接合工学振興会 【木原賞】に関する推薦及び選考に関する内規

(候補者)

1. 新進気鋭の若手研究者、技術者に対して授賞する。

(候補者の推薦)

2. 推薦者は、別に定める推薦書の様式に拠って候補者を推薦する。  
推薦書は電子ファイルとして提出する。
3. 推薦における候補者の業績は、学術論文にはとらわれないが、業績を明確に判定できること。
4. 対象となる研究・開発に複数の人が関与している場合、候補者本人が主体的に活動した内容を明確に示すこと。
5. 業績記述における名前の順序は、公表資料の順序通りとする。
6. 業績資料を添付する必要はないが、とくに添付を希望する場合は候補者の代表的な成果資料数点以内とする。

(選考)

7. 候補者の選考は、理事会が設けた木原賞選考委員会において行い、選考候補者を理事会に推薦する。
8. 選考においては以下の事項に配慮する。
  - ① 本賞の趣旨に従い、候補者本人の溶接・接合界での今後の発展が期待できる人を選考する。
  - ② 特定分野に偏らず、新しい視点を取り入れる等、幅広い分野から選考する。
  - ③ 前年度までの候補者で、次点となった再推薦の候補者に関しては、前年度の評価も勘案して審査する。

(付記)

1. 本内規に記されない事項については、選考委員会において必要に応じその都度決定するが、その内容を理事会において報告しなければならない。
2. 本内規の改廃は理事会の決定による。

2019年 2月22日 改正

2004年10月25日 制定

2019年 5月29日 一部改正

2021年11月12日 一部改正

2024年 5月14日 一部改正